

機能あたりの削減率算定・表示について

本議案は、ルール検討委員会において未検討である「機能あたりの削減率表示」について、事業者からの要望、および、平成 22 年度比較表示ルール検討 WG メンバーの見解に関する事務局のとりまとめ案を諮るものである。

【削減率表示に関わる経緯】

2010 年 6 月に「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」の改訂版が公開され、削減率表示を含む多様な表示が暫定的に認められた。また比較表示ルール検討 WG が開催され 2011 年 3 月に「CFP の削減率の算定方法について」（以下、「算定方法」）が公開された。2011 年 6 月には「カーボンフットプリントマーク等の仕様」の改訂版が公開され、同時期に三信化工株式会社より最初の削減率表示の CFP が公開された。

2011 年 11 月に株式会社日立製作所の IT 機器の検証申請案件（ストレージ）において機能あたりの削減率算定・表示が、比較表示ルール検討 WG メンバーと事務局で確認の上、検証パネルに諮られることとなった。

以上の経緯を踏まえて、今後の様々な機能あたりの削減率表示の可能性を想定し、考え方を整理することとなった。

【比較表示ルール検討 WG メンバーご意見】

I. 機能あたりの削減率算定・表示に関する論点

1. 念頭におくべき事項

削減率ルール作成に際しては、消費者に対してミスリーディングにならないことを第一に考えるべき。そのときに、実際に消費者の削減につながるものが明確に説明できるかが問題になる。最良の単位ということの説明が必要であり、消費者の削減につながることを担保できる単位量での削減率表示を示して頂くことが必要であろう。

2. 削減率の算定・表示にあたっての機能の選定について

機能が複数ある中で敢えてその中の一つを選び、代表化するというのが機能当たりの絶対値表示であり、それは一つの考えとして認めうる。しかし、本来ここで表示に用いる機能の選定についてコンセンサスを得てから、次のステップとして削減率表示とすべきではないか。

3. 算定・表示における使用シナリオと使用実態の齟齬の有無について

例えば 20 個のソケットを有する L2 スイッチ（スイッチングハブ）と 10 のソケットを有するものと比べた場合、通信速度は二倍になるかもしれないが、これを通信速度という機能あたりの削減率表示にした場合には、例えば 5 個のソケットで十分なユーザーに対する表示としての妥当性を検討する必要がある。

4. 機能が同等以上の製品

新製品の機能が同等以上の場合には比較をしてよいという「算定方法」の趣旨に立ちつつ、機能あたりの削減率表示を認めることの整理が必要である。

5. 表示について

機能あたりの削減率のマーク表示に当たっては、読み手に誤解を与えないために最低でも以下の記載が必要。

- 詳細情報上のみならず追加情報においても販売単位あたりのライフサイクル全体の絶対値の記載
- 比較対象との差異のポイントを記載（削減ポイントのみならず増加のポイントも記載）
- マーク近傍における採用した機能の説明を記載

II. その他、削減率の算定・表示に関する論点

1. 企業努力のとらえ方

例えば IT 機器において外部調達される構成ユニットの性能向上をもとに削減率表示がなされた場合企業努力がどこにあるのかという考慮事項がある。「算定方法」には、「CFPの削減率の算定方法について」における「一次データにもとづくCO2削減でなければならない。ただし、CO2削減を目的とした素材切り替えの場合の二次データの変更による削減は認める。」との記載がある。この内容に沿うならば、構成ユニットの選定行為が企業の削減努力になると考えることができ、削減率表示は企業努力の表示であるとみなせる。ただし、削減量と変更ポイントがトレードオフの関係にないかという観点において算定の妥当性を確認するべきであろう。

2. 同時期に完売する製品間の削減率表示について

同時期に販売している製品間の比較は、比較対象としての標準品の選定自体を確認すべきであろう。

【とりまとめ案】

今後は、カーボンフットプリント制度試行事業3ヶ年の成果について取りまとめるにあたり、「CFPの削減率の算定方法について」に、次の検討の結果を踏まえて、適宜、盛り込んでいくことが望ましい。

1. 算定の妥当性について

機能あたりの削減率の算定・表示にあたり、PCR レビューあるいは GFP 検証において算定の妥当性を以下の観点から確認する。

- ・ 消費者に対してミスリーディングにならないこと（想定しうるユーザーの使用実態および使用維持管理段階のシナリオを考慮して検討すること）
- ・ 実際に消費者の削減につながる事が明確に説明できること
- ・ 削減量と製品間の変更ポイントに伴う増加量の関係に問題がないこと。（例：部品の変更により使用時負荷が下がった一方で製造時負荷が上がった場合、トレードオフの関係が適切に反映されているか？）
- ・ 同時期に販売している製品間の削減率は、比較対象としての標準品の選定が妥当であること（例：類似10製品のうち販売数がわずかだが極端に負荷値の大きい製品を標準品することで他9製品が高い削減率となる場合に妥当な説明があるか？）

2. 表示の妥当性について

機能あたりの削減率のマーク表示に当たっては、読み手に誤解を与えないために以下の記載を必須とする。

- ・ 「詳細情報」のみならず「追加情報表示部」においても販売単位あたりのライフサイクル全体の絶対値を記載
- ・ 「追加情報表示部」に比較対象との差異のポイントを記載（削減ポイントのみならず増加のポイントも記載。販売単位あるいは単量あたりの削減率表示においても差異のポイントの記載は必須とする。）
- ・ 「追加情報表示部」に採用した機能の説明を記載

3. 「1. 「削減率」を算定する対象製品が備えるべき基本的な条件」について

現在の公開ルール「CFPの削減率の算定方法について」(抜粋)

(前略) CFP制度試行事業における「削減率」算定・表示においては、以下の条件を満たさなければならない。

- ③ 同一もしくは同等の機能であること。(削減主張の場合は同等以下の機能との比較も可)

変更案

(前略) CFP制度試行事業における「削減率」算定・表示においては、以下の条件を満たさなければならない。

- ③販売単位あたりおよび単位量あたりにおける削減率算定・表示の場合には、同一もしくは同等以下の機能との比較であること(例：表1の1. 製品仕様上の機能が同等以下)。機能あたりの削減率表示の場合には単位としての機能をそろえること(例：表1の3. 機能あたり CFP 値の単位が同じ)。

表1 メモリスティック製品における CFP の表示イメージ (値は架空)

		新製品	旧製品
1	製品仕様 (メモリ容量)	5GB	1GB
2	販売単位あたり CFP 値	10kg-CO2/個	5kg-CO2/個
3	機能あたり CFP 値	2kg-CO2/GB	5kg-CO2/GB

以上